

報告日：2022年3月23日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人桃山学院
法人代表者	理事長 出田 善蔵
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	soumu@andrew.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	未遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	②「限定付遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

<p>○担当所管：実施項目の実施状況を点検・取りまとめ</p> <p>↓</p> <p>○監事：各所管からの内容を点検・確認</p> <p>↓</p> <p>○常務理事会：実施項目の実施状況に基づく遵守原則の遵守状況を点検・確認</p> <p>↓</p> <p>○理事会：遵守状況の確認</p> <p>↓</p> <p>○日本私立大学連盟提出</p> <p>↓</p> <p>○Webサイトに公表</p>
--

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた「実施項目」のうち、⑬「中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する」は、中期計画を毎年度の事業計画および事業報告としてホームページに公開している。また、桃山学院第二期中長期ビジョンの実施結果について2022年度内に公表する予定であり当該原則を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	下記により、私大連コードに定められた「実施項目」以外の方策等に基づき遵守している。 該当項目：1-1「⑬中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。」 2013年度から2022年度までの桃山学院第二期中長期ビジョンについてWEBサイトに公開し、進捗状況および実施結果は、年度ごとの事業計画および事業報告としてWEBサイトに公開している。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	②「限定付遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等のうち、4-2-1④「補助金を含めた外部資金に係る情報収集（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。」、⑤「補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を準備する」および⑥「社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。」は、第二期中長期ビジョン、事業計画を踏まえた取り組みとなるが、不十分な点があるため限定付遵守とした。

2. 追加事項

--